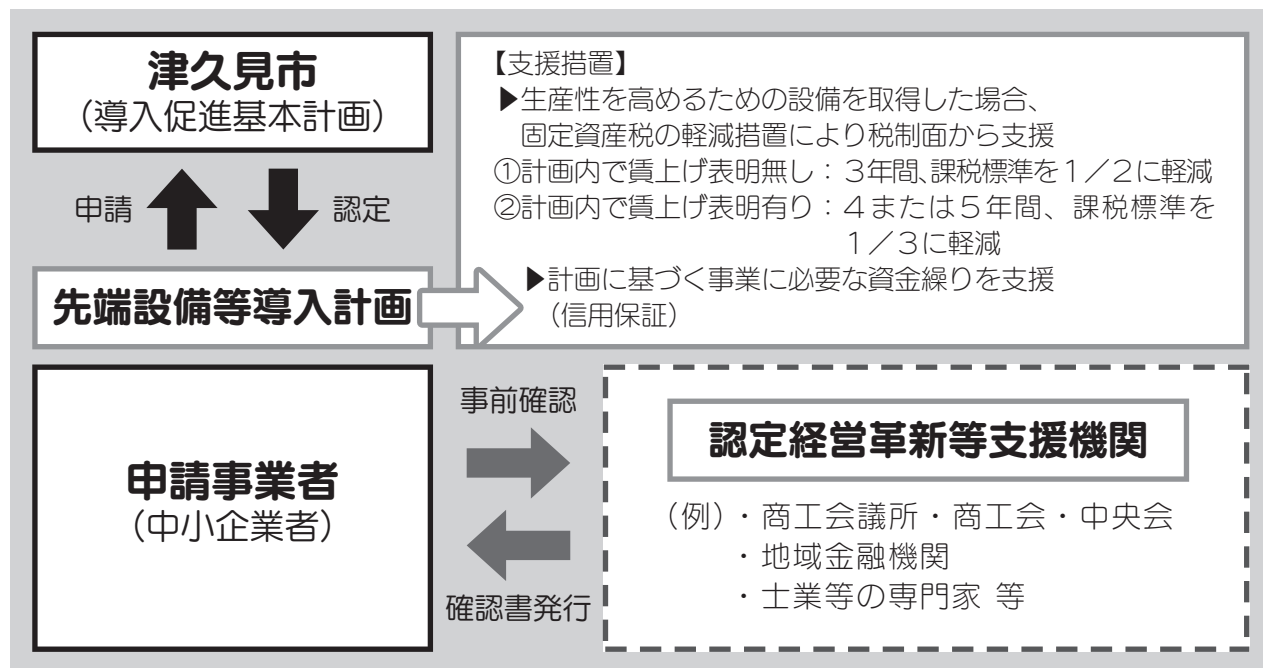


先端設備等導入制度による支援

中小企業の生産性の向上に向けた取り組みを促進するため、市区町村の先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。また、中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、計画内で賃上げ表明を行うことにより、より有利な特例率・期間が適用される税制制度が新設されました。

(1) 制度の概要・活用の流れ

「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法に規定された、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。認定を受けた場合は税制措置や金融支援などの支援措置を受けることができます。



(2) 「先端設備等導入計画」の概要

中小企業者が、①一定期間内に、②労働生産性を、③一定程度向上させるため、④先端設備等を導入する計画を策定し、その内容が新たに導入する設備が津久見市の「導入促進基本計画」に適合する場合に認定を受けられます。

①一定期間とは…3年間、4年間または5年間

②労働生産性とは…労働生産性は、次の算式によって算定します。

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}^*)}{\text{労働投入量}} \\ (\text{労働者数または労働者数} \times 1 \text{人あたり年間就業時間})$$

* 会計上の減価償却費

③一定程度向上とは…

基準年度*比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。*直近の事業年度末

→計画期間内における労働生産性の向上率 ≥ 計画年数 × 3%

④先端設備等とは…労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記の設備
＜対象設備＞機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備

※そのほか詳細については、中小企業庁ホームページや津久見市ホームページをご覧ください。右ページの問い合わせ先までご連絡ください。

中小企業庁
ホームページ



津久見市
ホームページ

